

事業再評価調書

事業名		・鶴浜緑地整備事業	
担当		・港湾局 計画整備部 緑地管理担当 (連絡先TEL:6615-7799)	
1 再評価理由		・国庫補助事業を除く事業で事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの(国庫補助事業であったが22年度より交付金化)	
2 事業概要	所在地	・大正区鶴町3丁目	
	事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和48年の港湾法の一部改正を契機に、市民に親しまれる港づくりを目指し、港湾の環境や景観を整備し、保全する目的で国の補助事業を活用して臨海地域の緑地造成を実施している。 ・鶴浜緑地は、ウォーターフロントの開放によりアメニティあふれる水辺空間を活用した親水緑地を計画しており、緑の拠点となる憩いのある空間、海と親しみ、ふれあえる場として整備を行っている。 ・さらに、大阪港港湾計画において、防災緑地として位置付けられており、大阪市地域防災計画では、大阪港港湾計画に基づき耐震強化岸壁から輸送される緊急物資の一時保管場所や荷捌き等の災害応急対策活動に資する緑地として位置付けられている。 	
	事業内容	総面積:約64,000㎡ 整備内容:園路,植栽,オープンスペース,照明施設,便所,魚釣り開放区域,運動施設(グラウンド)	
3 事業の必要性の視点	事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、土地利用の具体化に伴い、道路や供給処理などのインフラ整備を進めており、平成20年度にはこの地区の集客や賑わいの核となる商業施設がオープンしたことで鶴浜地区での集客数が増加した。 ・また、集客数が増加したことにより、市民の憩いの場としてうおいのある空間形成を図るため、緑地整備の必要性は高まっている。 	
	定量的効果の具体的な内容	[効果項目] ・直接利用価値(直接的に緑地を利用することによって生じる価値) レクリエーションの場の提供、心理的な潤いの提供 ・間接利用価値(間接的に公園を利用することによって生じる価値) 季節感を享受できる景観の提供、災害時の救援活動の場の確保 [受益者] ・市民 ・緑地利用者	
	費用便益分析	[算出方法] 「改訂版第2版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」(国土交通省) [分析結果] 費用便益比 B/C=7.86 (総便益B:920億円、総費用C:117億円)	
	定性的効果の具体的な内容	・特になし	
事業の必要性の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴浜緑地は、ウォーターフロントの開放によりアメニティあふれる水辺空間を活用した親水緑地を計画しており、緑の拠点となる憩いのある空間、海と親しみ、ふれあえる場として整備を行うため、必要な事業である。 ・さらに、大阪港港湾計画において、防災緑地として位置付けられており、大阪市地域防災計画では、大阪港港湾計画に基づき耐震強化岸壁から輸送される緊急物資の一時保管場所や荷捌き等の災害応急対策活動に資する緑地として位置付けられているため、必要な事業である。 		評価 A~C

		事業開始時点 (平成19年度)	再評価時点 (平成24年度)
4 事業の実現見通しの視点	経過及び完了予定	平成19年度 事業開始年度 平成20年度 着工 年度 平成29年度 完了予定年度	平成19年度 事業開始年度 平成20年度 着工 年度 平成36年度 完了予定年度
	事業規模	緑地整備：64,000㎡	緑地整備：64,000㎡
	うち完了分	-	緑地整備：0㎡
	進捗率	-	0%
	総事業費	約12億円	約12億円
	うち既投資額	-	約2.6億円
	進捗率	-	約21%
	事業内容の変更状況とその要因	・なし	
	未着工あるいは事業が長期化している理由	・本市の近年の財政状況が厳しいなか、平成18年度からの港湾局長マニフェストによる事業の選択と集中において他事業に優先して財源を投入し、また、平成23,24年度の港湾局運営方針での重点的に取り組む主な経営課題を実施していくなかで、本事業を限定的に実施しているため、完了予定年度が延伸している。	
	コスト縮減や代替案立案の可能性 (事業を進捗させるための対応策)	[コスト縮減の可能性] ・「大阪市公共事業コスト縮減に関する新行動計画(平成13年12月策定)」及び「大阪市公共工事コスト縮減にかかる実施方針(平成16年3月策定)」に基づき、以下のような工事コストの低減に取り組むことにより、更なる事業費の節減に努める。 ・再生資源や資源循環に資する資材等の活用 ・工事の時間的コストの低減 [代替案立案の可能性] ・なし	
事業の実現見通しの評価	・港湾局運営方針での重点的に取り組む主な経営課題を実施していくなかで、必要となる事業費確保に努め、限定的な実施としながらも平成36年度を目途に完成を目指す。	評価C	
5 事業の優先度の視点の評価	[重点化の考え方] ・重点化の位置付けはない。 [事業が遅れることによる影響] ・防災緑地として必要とされるオープンスペースは確保できているものの、ウォーターフロントを開放したアメニティあふれる水辺空間としての親水緑地機能を市民に提供することができない。		評価C
6 特記事項	・平成25年度一部供用開始予定(グラウンド等 約12,000㎡)		
7 対応方針(原案)	「事業継続(評価C)」 ・鶴浜緑地は、大正区鶴浜地区の港湾環境の改善や交流機会の増加に寄与するとともに、大規模地震時における防災緑地として、事業の必要性は変わっていない。 ・しかし、港湾局運営方針において重点的に取り組む主な課題は「物流を支える拠点港湾の形成、国際競争力の強化」であり本事業の位置付けはなく、また、本市の近年の財政状況が厳しいことから、さらに限定的な実施となるが、防災緑地として必要なオープンスペースは確保できていることから、「事業継続(C)」とする。		評価C